

# もっと知って欲しい！ ふるさと寄附金（ふるさと納税）のこと。

## ふるさと寄附金の仕組み

（ふるさと寄附金 = ふるさと納税）

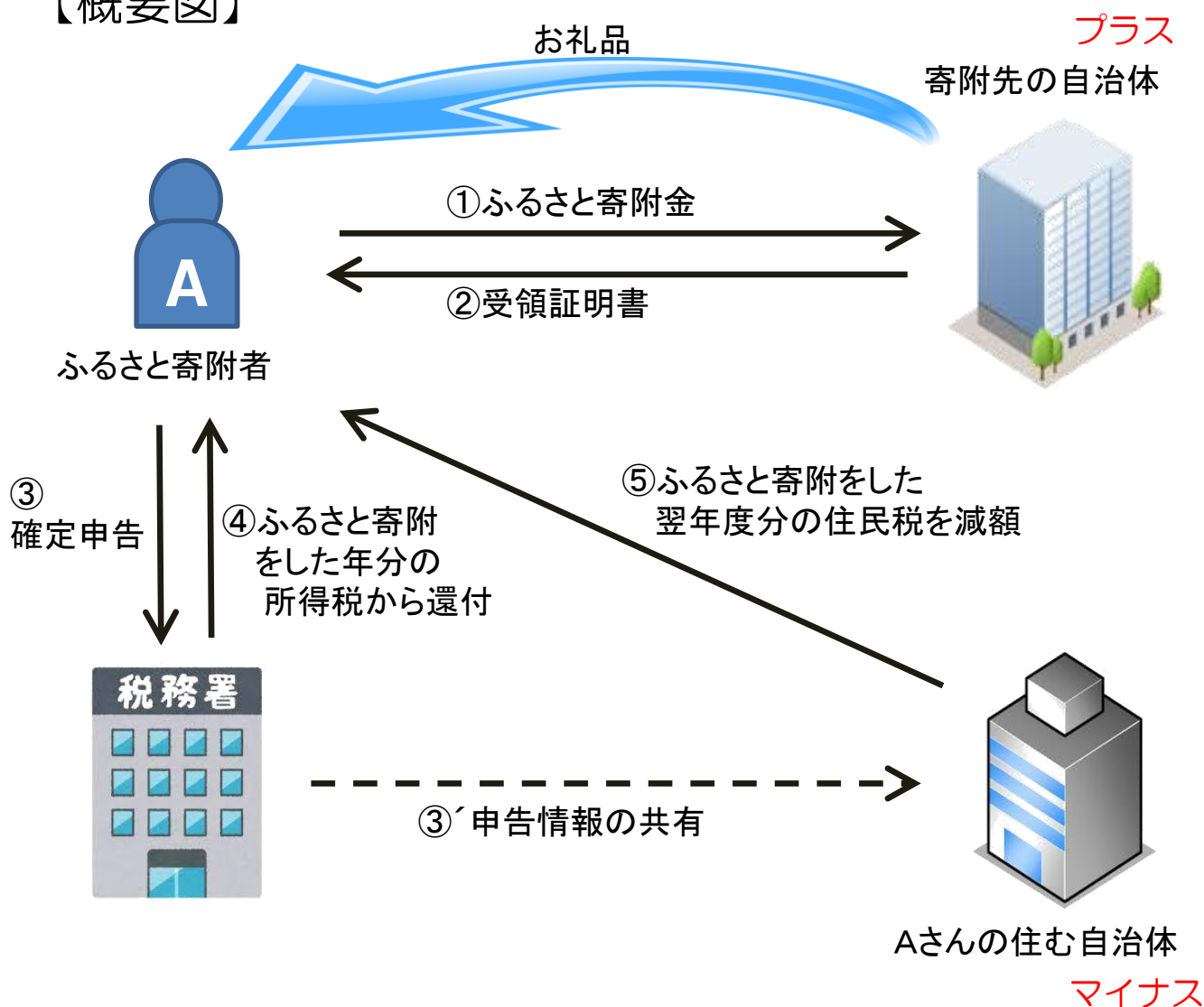
今は都会に住んでいても、自分を育ててくれた「ふるさと」に、自分の意志で、いくらでも納税できる制度があってもいいのではないか。



寄附金税制を応用することで、「ふるさと」に貢献したいという本来の趣旨を実現

地方自治体（都道府県・市区町村）に対して、ふるさと寄附をすると、ふるさと寄附額から2,000円を差し引いた額が、一定の上限まで、原則として、所得税・個人住民税から控除される。

### 【概要図】



# 税の控除の仕組み

## ① 所得税

所得税の計算において、ふるさと寄附額は、所得から控除されます。従って、実質的に所得税から軽減される金額は、

$$(\text{ふるさと寄附額} - 2,000\text{円}) \times \text{所得税率}$$

所得税率は、寄附者の課税対象所得額により異なります。また、別途、復興特別所得税の加算があります。

## ② 個人住民税(基本分)

$$(\text{ふるさと寄附額} - 2,000\text{円}) \times 10\% (\text{住民税率})$$

## ③ 個人住民税(特例分)

個人住民税(特例分)は、税額控除されます。

$$(\text{ふるさと寄附額} - 2,000\text{円}) \times (100\% - 10\% - \text{所得税率})$$

⇒ ③は、個人住民税の所得割額の2割が上限となります。

- 例：
- ① 年収700万円の給与所得者 Aさん(53歳) ⇒ 年間所得は、510万円
  - ② 配偶者：専業主婦(50歳) ⇒ 配偶者控除あり
  - ③ 子ども：なし ⇒ 扶養控除なし
  - ④ 社会保険料(健康保険、介護保険、年金など) ⇒ 103万円
  - ⑤ 生命保険料 ⇒ 一般の生命保険料を年間15万円支払い

Aさんが、ふるさと寄附金として8万円を寄附した場合、

【所得税】  $(8\text{万円} - 2,000\text{円}) \times 20\% = 15,600\text{円}$  ← 確定申告により、所得税が還付されます。  
※復興特別所得税は無視しています。

【個人住民税(基本分)】  $(8\text{万円} - 2,000\text{円}) \times 10\% = 7,800\text{円}$  ← 翌年の住民税から差し引かれます。

【個人住民税(特例分)】  $(8\text{万円} - 2,000\text{円}) \times (100 - 10 - 20)\% = 54,600\text{円}$

Aさんの個人住民税の計算  
(所得) 510万円  
(所得控除額) 172万5,000円  
(所得割額) 337,500円  
※調整額は無視しています。

上限2割 ⇒  $337,500\text{円} \times 20\% = 67,500\text{円}$  ----- 2割以内なのでOK

Aさんが、ふるさと寄附を8万円した場合、78,000円の控除が受けられる。

※控除額のシミュレーションができるウェブサイトもありますので、参考にしてください。